

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省行政管理局行政情報システム企画課 他

施策名	行政の透明性の向上と信頼性の確保	政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策5
<p>施策の概要</p>	<p>ア 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用 (ア) 情報公開制度、(イ) 個人情報保護制度 イ 行政手続制度の適正かつ円滑な運用 (ア) 行政手続法、(イ) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」 ウ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (必要性) ア (ア) 行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府及び独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために行政機関情報公開法、独法情報公開法の適切かつ円滑な運用が必要。 ア (イ) 行政機関及び独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために、行政機関個人情報保護法、独法個人情報保護法の適切かつ円滑な運用が必要。 イ 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする行政手続法や「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の適正かつ円滑な運用が必要。 ウ これからの地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。そのため、行政上の意思決定の内容及び過程を住民に明らかにする制度を整備していくことが必要であり、行政機関情報公開法第26条、行政手続法第46条の規定を踏まえ、情報公開条例、行政手続条例の早期策定を促していくことが必要。</p> <p>(有効性) ア (ア) 平成17年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、年々増加していた件数が初めて減少している。しかし、依然として多くの国民に利用されており、本制度については、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 ア (イ) 平成17年度の行政機関個人情報保護法の施行状況調査結果をみると、一部においては、漏えい等事案の発生が見られるものの、すべての事案において再発防止策を講じるなどの措置が図られているところである。また、各行政機関に対し、この結果を踏まえ、改めて個人情報の管理等のために必要な措置を講じるよう通知していることなどから、本制度について、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 イ (ア) 平成17年度に、各府省における行政手続法の施行状況を把握するため、同法の施行状況調査を実施し、平成18年5月にその調査結果を公表した。また、平成18年4月から施行されている意見公募手続等を含めた行政手続法の内容の周知をより一層徹底し、その適正かつ円滑な運用を推進するため、ブックレットやQ&A形式を導入しているなど分かりやすいDVDの作成・配布等を実施し、多くの国民や行政機関に複数手段による制度の認知の機会を提供したことから、行政手続法の内容の周知に関する取組の有効性が認められる。</p> <p>イ (イ) 平成17年度の各府省における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査を実施し、平成18年9月にその調査結果を公表した。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、同制度の対象範囲を拡大することなどの制度改正及び同制度の周知の徹底や回答期間の短縮化などの運用改善について検討しており、制度改正や運用改善に向けた取組が進捗していることから、法令適用事前確認手続制度の適正な運用を図る取組の有効性が認められる。 ウ 情報公開条例は、平成18年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成18年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.6%の団体が制定済みである。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ア 平成18年度には、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保するため実施している広報活動、調査研究等の契約について、一般的な随意契約から企画競争を経た随意契約に移行するなど、予算執行の効率化のために取り組んでいる。 イ 閣議決定に基づく意見提出手続(旧制度)は行政手続法の一部に法制化されたところであり、旧制度の実施状況調査については、透明性の確保に留意して必要な調査項目に関してのみ行うこととし、他の事項を重点的に実施したことから効率性が認められる。 ウ 制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。</p> <p>(反映の方向性) ア 引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。法の趣旨の徹底、情報提供施策の充実、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実について取り組む。 イ (ア) 引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する。特に審査基準の未設定状況の解消、インターネット上での審査基準等の公表の推進、意見公募手続等の実施状況のフォローアップ及び同手続の周知を図る。 イ (イ) 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、行政機関による法令適用事前確認手続の制度改正や運用改善を行う。同制度の対象範囲を拡大するなどの制度の改正、行政機関による実施状況の調査、法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善を行う。 ウ 情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公募手続について、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進する。 以上のことが円滑かつ十分に行われるために、継続的な予算の確保を行う。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

基本目標	主な指標	目標値	目標年度	18年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
国の行政機関等における情報公開、個人情報保護及び行政手続の各制度の適正かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。	行政機関情報公開法等の施行状況	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関情報公開法及び独法情報公開法について、施行状況調査を実施し、公表（18年9月） 行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法について、施行状況調査を実施し、公表（18年9月） 	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである。
	行政手続法の施行状況	—	—	行政手続法について、施行状況調査を実施し、公表（18年5月）	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
—	—	—